

6 漁獲共済金助成事業

漁獲共済金助成事業については、各市町により助成割合が相違しているため、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後2年を目途に、新たに制度化する。

7 漁業振興基金

漁業振興基金については、多伎町、湖陵町、大社町は、斐伊川放水路事業に伴う補償金を基金として事業を実施しているため一本化は困難であり、現行のとおり特定目的基金として新市に引き継ぐ。

8 漁業関連施設整備計画

漁業関連施設整備計画については、新市において2年を目途に、新たに全域を網羅する総合整備計画を策定して再編する。

9 漁業関連施設整備受益者分担金

漁業関連施設整備受益者分担金については、平成16年度は、現行のとおりとし、平成17年度以降に新規事業採択されるものから、多伎町、湖陵町及び大社町の例により徴収しない。

10 漁業集落環境整備事業受益者分担金

漁業集落排水事業については、上下水道関係の調整方針のとおりとし、その他の施設整備等については、新市において検討する。

11 漁港施設の使用料及び占用料

漁港施設の使用料及び占用料については、島根県漁港管理条例を準用し、合併時に統一する。なお、運用については、新市において検討する。

12 遊漁事業

遊漁事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

13 漁業協同組合

県内の漁協一本化計画が実現できるよう調整に努める。

14 各種団体補助

各種団体への補助については、現行のとおり新市に引き継ぎ、補助内容等については、合併後2年を目途に調整する。

24-23. 観光商工

1 各種のイベント事業

2市4町が主催又は実行委員会等に所属する各種イベントについては、現行のとおり引き継ぎ、新市において、発展性やより効果的な集客方法等を検討する。

2 イベント開催補助金

住民団体等へのイベント補助金については、現行のとおり引き継ぎ、その必要性、有効性の観点から新市において検討する。

3 コンベンション開催支援補助事業

コンベンション開催支援補助事業については、合併時に、出雲市の例により統一する。

4 観光協会の取扱い

2市4町の観光協会については、合併時に、新市の観光協会に再編するよう調整に努める。また、観光協会への運営補助金については、合併時に新しい基準を設け、

元化するよう調整する。

5 観光施設等の使用料及び管理運営

2市4町の観光施設等の使用料及び管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぎ、利用促進や効率的運営について、新市において検討する。

6 観光施設等の管理運営補助事業

観光施設等の管理運営補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

7 商工会議所・商工会の取扱い

2市4町には、2つの商工会議所と4つの商工会があり、一本化が望ましく、そのための調整に努める。なお、県が進める商工会のグループ化についても、統合に向けた取り組みの一つとして、円滑に進展するよう調整に努める。商工会議所・商工会補助金については、引き続き交付する。

8 中小企業金融対策

各市町独自の制度については、現行のとおり引き継ぎ、合併後速やかに新たな制度を創設するよう調整する。また、島根県小規模企業育成資金は、現行のとおり引き継ぐ。信用保証協会への資金の拠出方法については、合併時までに県信用保証協会と調整を行う。

9 中心市街地活性化基本計画

中心市街地活性化基本計画及びTMO機関は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

10 工業団地・新ビジネスパーク

現行のとおり新市に引き継ぎ、未分譲地の早期完売に向けて企業誘致に積極的に取り組む。

11 企業誘致に関わる優遇制度

用地取得費に対する助成及び平田市の環境保全・冷蔵装置助成制度については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

固定資産税に関する優遇措置については、合併時に、特定地域に係る課税特例との均衡を図りつつ、市内全域を対象とする新たな制度を設ける。

IT関連企業立地促進助成については、新市において出雲市の制度を基に新たな制度を設ける。

12 新ビジネス創業支援補助金

出雲市及び平田市の制度を基に、新市において新たな制度を設ける。

13 新産業創出の促進

出雲市の21世紀出雲産業文化支援センター及び出雲産学官交流フォーラム等への支援は、新市に引き継ぎ、新産業創出の促進を図る。

14 商工振興補助事業

市町独自の補助事業については、現行のとおり引き継ぎ、その必要性、有効性の観点から新市において検討する。県の補助制度に基づく補助事業については、現行のとおり引き継ぎ統一する。

15 勤労者金融対策

資金預託制度は、合併後統一し、預託額については、新市において調整する。

16 労働者福祉協議会補助

現行のとおり補助制度を引き継ぎ、労働者福祉協議会が一本化されるよう調整に努

める。

1 7 島根県東部勤労者共済会

新市においても引き続き加入するよう調整する。

1 8 雇用対策事業

雇用に関する助成制度については、新市において新たな制度を設ける。なお、平田市雇用創出及び産業振興助成制度については、現行のとおり引き継ぐ。

2 4 – 2 4. 生涯学習

1 成人式

新市の新成人全てを対象に一堂に会した成人式を1月に開催する。

2 社会教育関係団体等への補助金

(1) 青少年健全育成市民会議補助金

次代を担う青少年の健全育成のために、現在ある市（町）民団体を統一することとし、補助金については、新市において新たに制度化する。

(2) 各種団体への補助（青年団体、女性団体、成人団体等）

現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新たな補助基準を設け調整する。

3 公民館・コミュニティセンター

(1) 施設

公民館、コミュニティセンター（以下「公民館等」という。）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

ただし、佐田町中央公民館は文化施設として活用する。

(2) 運営

公民館等が行っている業務は、地域住民の暮らしや活動に密接し、多様な利用がされていることから、現状のとおり維持、継続していく。

公民館等のあり方や統廃合等の問題については、新市に移行後、専門の諮問機関を設置し、住民（代表）の意見を聞きながら検討する。

合併時から新たな制度が創設されるまでの維持管理については、次のとおりとする。

①維持管理に関する地元負担金は徴収しない。

②住民利用について、施設の使用料及び冷暖房費は、徴収しない。

③営利を目的とする行為（団体）には使用させない。

ただし、ホールを有し、現在有料の施設は、使用料条例を制定し、貸し出すものとする。

(3) 生涯学習事業

公民館等における生涯学習事業については、事業実施のための補助を行い、充実を図る。ただし、現在直営で行っている公民館については、合併後当分の間は直接執行する。

4 生涯学習関連施設

現行のとおり新市に引き継ぐ。

5 生涯学習関連施設使用料

現行のとおり新市に引き継ぐ。

6 ボランティア推進事業

現行のとおり新市に引き継ぐ。

ボランティアの推進については、現在の出雲市総合ボランティアセンターを新市の拠点施設とし、公民館等で活動しているボランティアとの連携を図りつつ調整する。

7 図書館

(1) 図書館事業

現行のとおり新市に引き継ぎ、1つの図書館に中央館的機能を持たせながら、各館のネットワーク化を図る。

また、現在の公民館内に設置されている2施設については、地域住民サービスの向上の面から図書館としての機能の拡充を図るよう新市において検討する。

(2) 運営形態

運営形態は異なっているが、現行のとおり新市に引き継ぎ、住民に対してより良いサービスが提供できるよう新市において調整する。

(3) 開館時間

現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において合併後3年を目途に以下のとおり統一する方向で調整する。

平日 : 10時～19時

土曜・日曜・祝日 : 10時～18時

ただし、公民館内に設置されている2施設については、その施設の都合を考慮する。

(4) 休館日

現行のとおり新市に引き継ぐ。

(5) 図書館協議会

各館に図書館協議会を設け、地域利用者の幅広い意見を聞く機会を設ける。

24-25. 文化・スポーツ

1 指定文化財

現行のとおり新市に引き継ぐ。

2 文化財保護審議会

文化財保護法に基づき、新たに設置する。

定数、任期及び委員構成等は新市において調整する。

3 文化財等補助金

現行のとおり新市に引き継ぎ、文化財の状況等を踏まえ、新市において速やかに統一する。

4 文化事業補助金等

文化事業の補助金等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後において調整する。

5 文化イベント

現行のとおり新市に引き継ぐ。

6 文化交流事業

現行のとおり新市に引き継ぐ。

7 文化施設事業

現在各施設で行っている文化事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市の総合的な文化施策を検討する中で調整する。

運営形態（組織等）については、現行のとおり新市に引き継ぎ、そのあり方について新市において検討する。

休館日や予約方法等の運営規定については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。

8 文化施設使用料等

現行のとおり新市に引き継ぐ。

ただし、類似施設間で相当の格差がある施設については、合併時までに調整する。

また、減免制度については、地域の教育・文化の振興に寄与する公益的団体及び事業を対象として、合併時までにその基準を調整する。

9 社会体育施設管理運営

次の方針に基づき、合併時から別表4に定める「社会体育施設管理運営・使用料徴収金額表」のとおり統一する。

(1) 供用時間は、類似施設毎に原則同一とし、申請方法等その他の運営基準については、可能な限り統一する。また、運営情報のネットワーク化によって住民の利便を図る。

(2) 地域における利用ニーズに対応した施設運営と社会体育関連団体等の育成を図るため、運営形態は社会体育関連団体等への委託方式を基本とする。ただし、当面は現行のまま新市に移行し、受託団体（社会体育関連団体等）の育成と体制の確立を図る。

(3) 管理運営主体が異なる場合も施設運営基準は調整し、均衡を図る。

(4) 学校体育施設の地域開放を積極的に推進する。

10 社会体育施設使用料

次の方針に基づき、合併時から別表4に定める「社会体育施設管理運営・使用料徴収金額表」のとおり統一する。

(1) 施設使用料は、受益者負担を原則とし、施設用途、規模別、当該施設の状態などを基準に、類似施設とのバランスを考慮した基本使用料を設定する。ただし、類似施設がないものについては、現行どおり新市に引き継ぐ。

(2) 減免制度は、地域における社会体育振興等に寄与する公益的な利用目的、対象に限定し、その運用基準（適用範囲・減免率等）を明確にした制度とする。

(3) 管理運営主体が異なる場合も使用料基準は調整し、均衡を図る。

11 スポーツ大型イベント事業

従来各イベントが果たしてきた役割や歴史、参加者の期待を考慮し、新市移行後も当面は従来どおり開催を継続する。

将来的には、新市事業としての目的を明確にし、主催、共催の区分並びに類似イベント等の整理を図ることが必要であり、新市移行後の開催を通じて、開催時期並びに運営体制等を検討、調整する。

12 スポーツ関係法人

現行の法人との関わりを維持し、新市において次の方針を踏まえた施策の整理、推進を図る。

- (1) スポーツ関係法人の果たすべき役割と活動範囲（対象地域・事業）を整理、調整する。
 - (2) スポーツ振興事業の自立的な展開、体制の確立に向けたN P O等の役割向上と活動の活性化を積極的に誘導・支援する。
- 1 3 体育諸団体（体育協会・生涯スポーツレクリエーション協会・スポーツ少年団本部）
次の方針に基づき、新市を統括する組織の設立と円滑な運営を支援するとともに、新市統括組織の機構、役割を踏まえ、従来の地域活動が後退することがないよう支援体制を維持していく。
- (1) 現市町における関係団体の意向、組織体制等を踏まえ、新市の統括的組織、機構の設立に向け、情報提供、意見調整等の支援を行う。
 - (2) 現市町における関係団体の現行事業の継続的展開と地域間の連携、調整による新たな事業及び交流の拡大を推進する。
 - (3) 新市統括組織の機構、役割を踏まえ、自立的な活動を維持、推進できる事務局人員が確保できるよう措置する。
- 1 4 体育諸団体運営費補助金
現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において、次の方針に基づく新たな補助基準を設けて調整する。
- (1) 運営費補助金の交付は、新市における統括団体に対して行う。
 - (2) 地域におけるスポーツ事業が後退しないよう活動実績を考慮する。
 - (3) 地域間、部門間の均衡を失しないよう、対象構成員規模等を考慮する。
 - (4) 当該団体の組織体制並びに新市の機構・施策との関わり等を考慮する。
 - (5) 新市全域を対象とする事業は、新市のスポーツ振興事業として支援する。

2 4 – 2 6. 学校教育

1 小学校の校区の設定

一部で実施している選択校区制度、特認校制度及びスクールバスの運行等を含め、現行のとおり新市に引き継ぐ。

2 中学校の校区の設定

一部で実施している選択校区制度、スクールバスの運行等を含め、現行のとおり新市に引き継ぐ。

3 校区外通学許可基準

出雲市の例により合併時に統一する。

4 学校施設の整備計画

各市町の整備計画については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整する。

5 小中学校理科学習事業

小中学校理科学習事業における出雲科学館の施設学習は、現行のとおり新市に引き継ぐが、学習機会の公平性の観点から、合併後速やかに、新市の教育振興に係る事業計画を定める中で調整する。

6 その他の施設利用学習

現行のとおり新市に引き継ぐ。

7 スクールヘルパー事業

学校現場におけるさまざまな教育課題について、各学校のニーズに応じて児童生徒等への教育的支援が必要である。

新市においては、出雲市におけるスクールヘルパー事業をもとに、次のような教育支援を行っていく必要があり、合併時に新たに制度化する。

(1) 地域の人材活用による教育支援

「個に応じた教育」、「開かれた学校づくり」、「地域に根ざした特色ある学校づくり」の観点から、低学年における担任補助の支援、コンピュータ活用、部活動、学校図書館経営等への支援が必要な学校に対して、地域の人材を活用したヘルパー支援。

(2) 特別な支援が必要な児童生徒への支援

A D H D や L D 傾向のある児童生徒や不登校傾向の児童生徒等が在籍する学校にあっては、個別のカリキュラムによる学習支援や個別の援助を行うヘルパー支援。

8 スクールカウンセラー配置事業

直接的には県事業であるが、高度で専門的な知識、経験を有する職で絶対数が少なく人材確保が困難なうえに、報酬単価が高く予算上の問題などから、各学校での相談時間には限りがあるのが現状である。

しかしながら、主に心の問題を抱えた児童生徒や保護者、教職員のための教育相談機能の充実はぜひとも必要であることから、県配置のスクールカウンセラーの補完的な役割を担う相談員の配置について、合併時に新たに制度化する。

9 小中学校外国語指導

国際理解を深めるために、英語を中心とした外国語学習の推進は重要であり、小学校の段階から慣れ親しむ必要がある。

J E T プログラムによる A L T や民間の人材を活用するなど、各市町でそれぞれ内容は異なっているが、現行のとおり新市に引き継ぐ。

ただし、小中学校への派遣日数については充実を図る必要があり、新市において調整する。

10 不登校対策事業

不登校及び不登校傾向のある児童生徒に対する相談、指導等の支援を行う「不登校対策事業」として合併時に新たに制度化する。

11 特別支援教育事業

自閉症や L D 、 A D H D 傾向のある児童生徒等に対して、特に専門的な知識や経験等をもとに、特別な教育的支援を行う「特別支援教育事業」として合併時に新たに制度化する。

12 義務教育就学奨励事業（公立・私立）

国の補助基準に基づき、実施する。

13 遠距離通学対策事業

スクールバスの運行及び遠距離通学費補助については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において地域の実情等を考慮し、速やかに補助基準等を調整する。

盲ろう啞児童生徒就学奨励事業については、出雲市の例により実施する。

14 学校用バス運行事業

現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において事業（校外活動や部活動への支援）のあり方を検討する中で調整する。

1.5 各種大会参加費補助（部活動）

現行のとおり新市に引き継ぎ、平成17年度からは補助対象（対象者、対象の事業・規模・経費等）の1／2を補助することを基本に新たに制度化する。

1.6 幼稚園運営

公立幼稚園の運営については、3歳児保育、障害児等の保育、預かり保育、送迎バスの運行等も含めて現行のとおり新市に引き継ぐ。

なお、3歳児保育や預かり保育の実施については、子育て支援の観点から、地域的な事情や民間の保育施設との競合などの点を考慮しながら、新市に移行後できるだけ早い段階で調整するものとする。

1.7 幼稚園保育料・入園料

保育料は、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から月額6,000円に統一する。

入園料は、徴収しない。

1.8 幼稚園就園奨励事業（公立・私立）

世帯の所得状況に応じて保護者の経済的負担の軽減を図る目的から新市においても事業を実施する。

事業内容については、国の基準により統一する。

なお、公立及び私立ともに同様の取り扱いとする。

1.9 幼児教育振興計画

新市において、幼稚園の運営方法や幼稚園と保育所のあり方も含めて検討する中で、幼児教育に関する基本的な方針を策定するものとする。

2.0 幼稚園施設整備計画

各市町の整備計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。

2.1 学校給食事業の運営方法

現行のとおり、新市に引き継ぐ。

給食施設については、施設及び設備の老朽化、安全衛生基準に配慮し、新市において、統廃合を検討する。

学校給食会は、当面現行のとおりとする。

2.2 給食費

当面は現行のとおりとする。

ただし、食材費以外（光熱水費等）の経費は、新市の予算で対応する。

2.4-2.7. 建設

1 占用料

認定道路占用料については、合併時に道路法施行令第19条の2「乙地」に準拠することとし、出雲市の例により統一する。

普通河川道路等占用料については、合併時に、道路は、認定道路占用料に準拠し、準用河川及び普通河川は、島根県流水占用料等徴収条例を準用している出雲市及び平田市の例により統一する。

なお、それぞれの占用について、減免規定及び占用料の適用時期については、合併時までに調整する。

2 道路の整備方針及び計画

現行のとおり新市に引き継ぎ実施し、新市において新市建設計画との整合を図りながら、合併後3年を目途に新たな計画を策定する。

他事業に関連する道路整備については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

3 市道・町道の整備基準

現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年を目途に平坦部、山間部等地域の実情にあわせて統一した基準を設ける。

4 港湾の占用料、使用料条例

合併時に多伎町の例により新市に引き継ぎ、料金については、島根県港湾施設条例の「甲港湾」の料金を準用する。

5 急傾斜地崩壊対策事業分担金

新市の受益者分担金については、平成17年度以降に新規事業採択されるものから適用し、平成16年度以前に事業採択されるものについては、現行のとおりとする。

受益者分担金は、事業費から国庫補助金及び県負担金を控除した額のうち工事費の2分の1とし、受益者の状況等に応じた減免措置について新市において検討する。

6 土木委員制度

新市における公共事業の推進を図るために、土木委員制度の制度化を図る。任期は3年を1期とし、再任を妨げない。また、地区委員会、評議員制度を採用する。

定数については、制度化されている2市は現定数を尊重することとし、未制度化の4町は既に制度化されている2市の選出規模と地域の実情を勘案して、合併時までに調整する。

報酬額及び土木委員の役割については、現状を考慮し合併時までに調整する。

24-28. 公営住宅

1 市町営住宅の入居者の選考方法

新築の場合は、現行のとおり抽選により選考するが、空家の場合は、合併時に登録制（申込み順）による選考に統一する。

2 市町営住宅の家賃調整等

現行のとおり新市に引き継ぐが、平成18年4月1日から新たに家賃算定基準を統一し、家賃の調整を行う。

家賃の調整に当たっては、利便性係数の統一を行い、利便性係数最大0.3（30%）の中で、設備的条件による係数は0.06に抑えながら、残りの立地的条件による係数を多く配分し、0.00～0.12とする。

これに伴い家賃が上昇する入居者については、平成18年4月1日から最長5年を限度とした負担調整期間を設ける。

3 市町営住宅の収納事務等

市町営住宅の家賃納入方法については、合併時に直接納付と口座振替の併用方式に統一する。

家賃減免及び徴収猶予取扱要綱については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成18年4月1日から、市民税非課税世帯は家賃減免率10%等を定めた出雲市営住宅家賃減免及び徴収猶予取扱要綱に基づき施行する。なお、減免率が引き下げとなる平田市

においては、平成18年4月1日から最長5年を限度として段階的に家賃減免率を引き下げる。

家賃滞納整理については、合併時に平田市営住宅等家賃滞納整理事務処理要綱に基づいた事務処理に統一する。

4 特定優良賃貸住宅の入居者の選考方法

新築の場合は、現行のとおり抽選により選考するが、空家の場合は、合併時に登録制（申込み順）による選考に統一する。

5 特定優良賃貸住宅の家賃調整

現行のとおり新市に引き継ぐが、家賃の減額方式については、平成18年3月31日から廃止する。なお、この場合、廃止後最長5年を限度とした負担調整期間を設ける。

6 特定優良賃貸住宅の収納事務等

家賃減免及び徵収猶予取扱要綱については、入居者が中堅所得者を対象としていることから、合併時に廃止の方向で調整する。ただし、市民税非課税世帯に対する減免については、合併の前日に現に減免を受けている入居者が、合併後引き続き市民税非課税世帯となっている期間に限り、合併後最長5年間減免に係る廃止の適用は除外する。

家賃滞納整理事務処理については、合併時に、平田市営住宅等家賃滞納整理事務処理要綱に基づいた事務処理に統一する。

7 若者定住向け公社賃貸住宅の家賃調整等

現行のとおり新市に引き継ぐ。

8 市・町営単独住宅の維持管理及び家賃の調整

入居者に対する住宅修繕費の負担及び住宅の保管義務並びに公営住宅の家賃との均衡を保持するなど公営住宅に準じた取扱いとなっており、現行のとおり新市に引き継ぐ。

9 住宅マスタープラン

合併時は現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新市建設計画に基づき、速やかに住宅マスタープランを策定する。

10 公営住宅ストック活用計画

合併時は現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新市建設計画に基づき、速やかに公営住宅ストック活用計画を策定する。

11 宅地開発補助事業

現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において出雲市及び平田市の制度を基本に新たな宅地開発補助制度に再編する。

12 賃貸住宅建設補助事業

合併時に平田市の例を参考に新たな賃貸住宅建設補助制度に再編する。

24-29. 上下水道

【上水道事業】

1 上水道計画

上水道計画については、原則として上水道と簡易水道との統合は行わないよう調整する。合併に伴う法人格変更等に係る事業認可取得が必要であるため、合併時に、2

市1町で実施又は計画している上水道事業計画を盛り込んだ新市事業計画を策定する。

斐伊川水道建設事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。また、建設等の負担金についても同様に新市に引き継ぐ。

2 会計及び資産

会計については、原則として上水道と簡易水道との統合は行わないよう調整する。

上水道会計については、合併時に新市事業計画に基づき統合する。また、平田市の簡易水道会計については、合併時に企業会計から切り離すよう調整する。

資産については、合併時に2市1町の上水道事業資産（固定・流動）は、全て新市に引き継ぐよう調整する。

3 水道料金及びメーター器使用料

水道料金については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に料金体系（口径別による料金体系を含む。）を検討し、新統一料金を設定する。

メーター器使用料については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に、新しい水道料金に含めるよう調整する。

いずれも合併後の新しい水道料金等審議会に諮り、決定する。

4 加入金・分担金

合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に見直し、新加入金、分担金を設定する。

合併後の新しい水道料金等審議会に諮り、決定する。

5 他会計繰入金等

繰出基準による繰入金並びに繰出基準以外の繰入金等も含め、合併時に新市に引き継ぐ。

6 設計審査手数料及び給水装置工事事業者指定手数料

合併時に出雲市及び平田市の例により統一する。なお、平田市の道路占用申請手数料及び給水装置工事設計手数料、大社町の給水装置工事完了検査手数料及び消防演習の立会料については、合併時に廃止の方向で調整する。

7 水道未普及地域解消事業

平田市の例により統一する。ただし、合併後に実施する事業の地元負担金については、関係市町の現行制度を参考として、合併までに調整する。

8 配水管布設工事負担金

合併時に出雲市の例により統一する。

【簡易水道事業】

1 簡易水道計画

原則として上水道と簡易水道との統合は行わないよう調整する。

また、大田市への分水は、合併後も継続し、島村簡易水道は、合併後も斐川町・穴道町水道企業団からの受水により給水を行うよう調整する。

合併時に、2市4町で実施又は計画している簡易水道事業計画を盛り込んだ新市事業計画を策定する。

2 会計

合併時に、公営企業法非適用で、新市特別会計として統合する。具体的な業務の執行については、合併時に出雲市の例により、新市水道局が受託業務として行うよう調

整する。

3 水道料金及びメーター器使用料

水道料金については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に上水道と同一金額にするよう調整する。

メーター器使用料については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に、新しい水道料金に含めるよう調整する。

4 加入金・分担金

加入金については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に上水道と同一金額にするよう調整する。佐田町の分担金、湖陵町の施設分担金、大社町の特別加入金については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に廃止の方向で調整する。なお、湖陵町の施設分担金については、廃止の決定以前に賦課の決定をしたものについては、従前のとおりとする。

5 他会計繰入金等

繰出基準による繰入金並びに繰出基準以外の繰入金等も含め、合併時に新市に引き継ぐ。

6 設計審査手数料及び給水装置工事事業者指定手数料

設計審査手数料は、合併時に出雲市、平田市及び湖陵町（新設）の例により統一する。平田市の道路占用申請手数料及び給水装置工事設計手数料、佐田町及び多伎町の検査手数料、多伎町の設計手数料及び開栓・閉栓・廃止手数料、湖陵町の給水装置の改造・修繕・撤去の手数料、大社町の給水装置工事完了検査手数料並びに佐田町及び大社町の消防演習の立会料については、合併時に廃止の方向で調整する。

給水装置工事事業者指定手数料は、合併時に出雲市、平田市、佐田町及び多伎町、湖陵町の新規分の例により統一し、多伎町の更新分については、合併時に廃止の方向で調整する。

7 水道未普及地域解消事業

合併時にすでに実施中のものは、現行のとおりとし、合併後実施するものについては、平田市の例により統一する。ただし、合併後に実施する事業の地元負担金については、関係市町の現行制度を参考として、合併までに調整する。

8 配水管布設工事負担金

合併時に出雲市の例により統一する。

【事業費補助金等】

1 佐田町簡易水道給水装置事業費補助金

合併時は現行のとおりとし、2年を目途に廃止の方向で調整する。

2 飲料水安定確保対策事業

県単独の補助事業であり、適用期間は平成17年度までのため、現行のとおり新市に引き継ぐよう調整する。

3 水道使用料差額補助

現行のとおり新市に引き継ぐよう調整する。

【下水道事業】

1 整備方針

新市の下水道整備事業は、公共下水道事業、農（漁）業集落排水事業等の集合処理

方式及び合併処理浄化槽による個別処理方式により推進することとし、島根県の新全県域下水道化構想の目標普及率（平成22年65%）を早期に達成するため、合併時から、年2%以上の普及率向上を目指し計画的に整備を進めるよう調整する。計画の見直しや事業推進にあたっては、島根県の新全県域下水道化構想における各自治体の目標普及率を尊重して事業を進めるよう調整する。

2 公共下水道基本計画

合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に計画の見直しを行い、新計画を策定するよう調整する。

3 農（漁）業集落排水事業計画

合併時は現行のとおりとし、建設事業に着手している地区については、速やかな完了に向け、事業の推進を図ることとする。未着手の地区については、合併後2年を目途に建設単価等の再調査を行い、著しく建設単価が高騰する地区については、市町村設置型合併処理浄化槽の導入も含めて計画を再検討する。

4 生活排水対策推進計画

合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に計画の見直しを行い、集合処理地域以外の全地域及び公共下水道事業区域内の事業認可外の区域での整備計画を策定するよう調整する。

5 特別会計繰入金

現行のとおり新市に引き継ぐ。

6 公共下水道事業

（1）受益者負担金の額と徴収猶予

合併時までに供用を開始した区域については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

合併後、供用を開始する区域については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に使用料等審議会に諮り受益者負担金に係る制度を統一するよう調整する。

（2）受益者負担金の前納と報奨金制度

平成16年度までに賦課を決定したものについては、現行のとおりとし、平成17年度以降に賦課を行うものについては、出雲市の例により統一するよう調整する。

（3）使用料

合併時は、現行のとおりとし、合併後2年を目途に使用料等審議会に諮り、料金制度の基本理念を確立し、新料金制度を決定するよう調整する。

7 農（漁）業集落排水事業

（1）受益者分担金の額

建設事業が完了した地区及び合併時に建設事業が継続中の地区については、現行のとおり新市に引き継ぐ。合併後の新規事業地区については、平田市の例により、分担金の積算方法を統一するよう調整する。

受益者分担金の徴収猶予等については、合併時に出雲市の例により統一するよう調整する。

（2）受益者分担金の前納と報奨金制度

平成16年度までに賦課を決定したものについては、現行のとおりとし、平成17年度以降に賦課を行うものについては、出雲市の例により統一するよう調整する。ただし、合併時に事業継続中の地区は現行のとおりとする。

(3) 使用料

合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に、公共下水道使用料の改定にあわせ、公共下水道事業と同一の内容に統一するよう調整する。

(4) 農業集落排水事業排水設備工事資金助成

合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に廃止の方向で調整する。

8 合併処理浄化槽事業

(1) 合併処理浄化槽設置事業費補助金

合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に新市生活排水対策推進計画の策定にあわせて内容を検討し、統一するよう調整する。

(2) 合併処理浄化槽維持管理補助金

合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に新市生活排水対策推進計画策定にあわせて内容を検討し、出雲市の例を参考に新たに制度化するよう調整する。

(3) 市町村設置型合併処理浄化槽分担金の額

合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に新市生活排水対策推進計画策定にあわせて内容を検討し、統一するよう調整する。

(4) 市町村設置型合併処理浄化槽使用料

合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に新市生活排水対策推進計画策定にあわせて内容を検討し、統一するよう調整する。

24-30. 都市計画

1 都市計画区域及び用途地域

現行の都市計画区域及び用途地域については、新市に引き継ぎ、新たな都市計画区域の設定は、都市計画マスタープランを策定する中で検討する。

2 都市計画マスタープラン

現行の都市計画マスタープランについては、新市に引き継ぎ、新市建設計画に基づき、新たに都市計画マスタープランを策定する。

3 公園使用料及び占用料

各市町の都市公園、都市公園以外の佐田町コミュニティー広場及び多伎町手引ヶ丘公園の施設使用料については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、公園内にあるスポーツ施設使用料については、合併時に、地域内の類似施設間の均衡が図られるよう使用料を調整する。

各市町の都市公園、都市公園以外の佐田町コミュニティー広場及び多伎町手引ヶ丘公園の占用料については、合併時に道路占用料と同額の金額を採用している出雲市の例により統一する。

4 出雲市営駐車場及び駐輪場

現行のとおり新市に引き継ぐ。

24-31. 建築・景観

1 特定行政手の設置

合併時に組織の充実を図り、出雲市の例により、本庁で一括して建築確認申請の受付、審査等を行う。

2 景観条例

現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において出雲市まちづくり景観条例及び大社町まちづくり景観条例を踏まえ、ふるさと島根の景観づくり条例との調整を図り、出雲らしい景観保全に向けた新市景観条例を制定する。

緑化助成制度については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年を目途に出雲市の例を基に、新たな緑化助成を制度化する。

3 築地松保全事業

新市において、引き続き築地松景観保全対策推進協議会に加入する。

2 4 – 3 2. 防災

1 地域防災計画

地域防災計画については、新市において速やかに策定する。ただし、合併時から策定されるまでの間の災害時の対応に支障をきたさぬよう、指揮命令系統など有事即応体制を確立する。

2 水防計画

水防計画については、新市において速やかに策定する。ただし、合併時から策定されるまでの間の災害時の対応に支障をきたさぬよう、指揮命令系統など有事即応体制を確立する。

3 防災無線

防災無線（有線を含む。）については、現行の施設、設備を新市に引き継ぎ、合併時に防災情報の提供に支障をきたさぬよう通信体制の確立を図るとともに、新市において防災無線統合システムの構築について検討する。

2 4 – 3 3. 新エネルギー・省エネルギー

1 新エネルギービジョン・省エネルギービジョン

新エネルギービジョン及び省エネルギービジョンについては、合併時に策定されている市町の計画を参考に、新市において新たにビジョンを策定する。

2 新エネルギー関係事業・施設

新エネルギー関係事業及び施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、複数市町にある同一事業については、新市において調整する。

2 5. 新市建設計画

新市建設計画は、別冊「21世紀 出雲の國つくり計画」に定めるとおりとする。

別紙1 地域自治区の設置について（1.7. 地域自治区の設置関係）

1 地域自治区

- (1) 地域住民の意見を行政に反映させ、かつ行政と住民との連携の強化を図るため、地方自治法第202条の4の規定に基づき、旧市町の区域ごとに地域自治区を設ける。
- (2) 地域自治区の名称は、出雲地域自治区、平田地域自治区、佐田地域自治区、多伎地域自治区、湖陵地域自治区、大社地域自治区とする。
- (3) 地域自治区の事務所は、支所とする。（旧出雲市は、本庁舎）
- (4) 支所は、地域協議会と連携して、地域まちづくり計画の策定や地域振興まちづくり予算の主体的な執行を行う。
- (5) 合併時における区域内の効果的な事務処理や地域の意見に配慮した施策を実行するため、支所長（事務所の長）は、理事職の事務吏員をもって充てる。
- (6) 地域自治区は、必要に応じ、制度を評価して見直しを図るものとする。

2 地域協議会

- (1) 地域自治区に、地域協議会を置く。
- (2) 地域協議会の名称は、出雲地域協議会、平田地域協議会、佐田地域協議会、多伎地域協議会、湖陵地域協議会、大社地域協議会とする。
- (3) 地域協議会の構成員は、各地域自治区内に住所を有する者のうちから、市長が選任する。
- (4) 地域協議会の構成員は、20人程度とする。
- (5) 地域協議会の権限

① 次に掲げる事項で、市長（その他の市の機関を含む。以下同じ。）により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長に意見を述べる。

ア 支所が所掌する事務や市が処理する地域自治区の区域に係る事務

【具体例】

- ・地域福祉（学童保育、福祉ボランティア活動支援等）
- ・地域内の環境保全（リサイクル、清掃等）
- ・地域内道路、施設の管理
- ・地域防災、地域防火、地域防犯など
- ・住民に身近な事務所としての窓口業務（戸籍、住民基本台帳等）
- ・区域内の地域振興まちづくり予算の執行

イ 地域内住民との連携の強化に関する事項

【具体例】

- ・地域まちづくり計画作成に当たっての住民参加
- ・地域内の基礎的自治組織その他各種関係団体との連携、協働

② 市長は、条例で定める市の施策に関する重要事項（当該区域に係るもの）を決定し、又は変更しようとする場合には、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならぬ。

【具体例】

- ・区域内の公の施設の設置及び廃止
- ・区域内の公の施設の管理のあり方
- ・市が策定する基本構想等（新市建設計画を含む。）のうち、その区域に係る重要な事項

③ 市長は、地域協議会の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

出雲の國つくり大綱に掲げる、次の視点で新市における行政改革を推進し、地方分権時代に対応するまちづくりの実現を図る。

- ◆ 行政組織・事務のスリム化、民間委託など徹底した行財政改革に取り組み、簡素で効率的、長期的に安定した行財政運営を進める。
- ◆ 多様化、高度化する行政需要に対応すべく、産業経済の発展によって財政基盤の強化を図りつつ、歳出全般にわたる削減と重点配分及び適正な受益と負担のもと行政サービス水準の確保に努める。
- ◆ 地方分権時代に対応した自立する自治体づくりを目指し、自己決定、自己責任を基本に、住民の意識改革を図り、住民と行政が一体となった行財政運営に努める。

行政改革大綱策定にあたっては、新市建設設計画をはじめとする合併協定項目の調整方針に従い策定することとし、新市においては、次のような実施項目で行政改革に取り組んでいくものとする。

【行政改革実施項目】

- 行政の効率化
 - 1. 事務事業の見直し
 - 2. 時代に即応した組織・機構の見直し
 - 3. 民間委託の推進
 - 4. 公共施設の効率的管理運営
 - 5. 外郭団体の見直し
- 人材育成・定員管理の推進と給与の適正化
 - 1. 適正な定員管理の推進
 - 2. 給与等の適正化
 - 3. 人材育成の基本方針の策定
 - 4. 職員研修の充実
- 情報化の推進
 - 1. 情報化施策の推進
 - 2. 庁内情報基盤等の整備
 - 3. 情報リテラシー（情報活用能力）の向上
- 財政運営の健全化
 - 1. 財政運営の健全化
 - 2. 補助金・負担金の整理合理化
 - 3. 使用料・手数料等の適正化

別表1 保育料徴収金額表（24-18. 保育関係）

(単位：円)

階層区分	階層	3歳未満児	3歳以上児
生活保護世帯	第1	0	0
前年度市町村民税の額の区分が右の区分に該当する世帯（第1階層及び第5～14階層を除く。）	市町村民税非課税世帯	第2	8,000 5,500
	市町村民税課税世帯（均等割のみ）	第3	16,000 11,000
	市町村民税課税世帯（所得割あり）	第4	18,000 13,000
第1階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が右の区分に該当する世帯	15,000円未満	第5	21,000 17,000
	15,000円以上30,000円未満	第6	23,000 18,000
	30,000円以上64,000円未満	第7	26,000 20,000
	64,000円以上80,000円未満	第8	28,000 22,000
	80,000円以上120,000円未満	第9	31,000 25,000
	120,000円以上160,000円未満	第10	34,000 28,000
	160,000円以上200,000円未満	第11	39,000 31,000
	200,000円以上300,000円未満	第12	45,000 34,000
	300,000円以上408,000円未満	第13	47,000 36,000
	408,000円以上	第14	49,000 38,000
母子世帯、在宅障害児のいる世帯	第2階層		0 0
	第3階層		15,000 10,000
	第4階層		17,000 12,000

別表2 収集ごみ家庭系手数料（24-19. 環境関係）

(袋容量：大40㍑、小20㍑)

分別区分		指定袋	収集券
可燃ごみ		大 40円/枚 小 20円/枚	40円/枚
破砕ごみ		大 40円/枚 小 20円/枚	40円/枚
埋立ごみ		大 40円/枚 小 20円/枚	40円/枚
粗大ごみ		指定袋なし	500円/枚 1,000円/枚
資源ごみ	空き缶	大 10円/枚 小 5円/枚	収集券なし
	空きびん	大 10円/枚 小 5円/枚	収集券なし
	古紙	指定袋なし・無料	収集券なし
有害ごみ	筒型乾電池	指定袋なし・無料	収集券なし
	蛍光管 体温計 鏡	指定袋なし・無料	収集券なし

別表3 収集ごみ事業系手数料（24-19. 環境関係）

(袋容量：40㍑)

分別区分		指定袋	収集券
可燃ごみ		100円/枚	100円/枚
破砕ごみ		100円/枚	100円/枚
埋立ごみ		100円/枚	100円/枚
粗大ごみ		直接搬入	収集券なし
古紙	原則古紙回収業者への持ち込み 少量の場合は拠点回収		収集券なし

別表4 社会体育施設運営・使用料徴収金額表(24-25. 文化・スポーツ関係)

(その1)

区分	項目	施 設		
基本事項	施設用途	体育館		
	施設区分	体育館① (1,300m ² 以上)	体育館② (660m ² ~ 1,299m ²)	体育館③ (659m ² 以下)
	施設概要	①正規のバスケットボールコートが2面とれる。 ②観覧席等の付帯施設を有し、県レベルの大会等が開催できる。	①正規のバスケットボールコートが1面・バレー・ポールコートが2面とれる。 ②地域規模の大会等が開催できる。	①バレー・ポールコートを2面とることが困難。
	対象施設	・平田市立体育館(1,355m ²)	・湖陵体育センター(906m ²) ・佐田町体育館(989m ²) ・出雲市体育館(877m ²) ・サン・アビリティーズいづも(735m ²) ・多伎町体育館(1,050m ²)	・山雲市西部体育館(638m ²) ・多伎勤労者体育センター(628m ²)
営業日等	休館日	年中無休		
	開館時間	8:30 ~ 22:00		
	利用可能時間	9:00 ~ 22:00 (原則・大会等の場合は別途対応)		
年利用計画調整	利用調整の要否	要		
	調整対象	①下記団体の主催・主管大会等 ・体育(レクリエーション)協会加盟団体 ・スポーツ少年団本部 ・小体連・中体連・高体連 ②その他首長が認めるもの		
申請方法	申請方法	①予約(電話可) ②申請書の提出		
	受付期間	①一般利用の場合 使用日の属する月の前月初日から ②大会利用の場合 開催日が属する月の1年前から		
	使用料納付方法	①申請時又は使用日までに前納(現金) ②必要な場合は請求書・納付書を発行		
使用料	施設使用料(占用の場合)	①使用料 (照明使用料を含む・全面の場合) 1,500円／時間 ②その他 営利目的の場合、基本使用料の3倍額 ③消費税は内税	①使用料 (照明使用料を含む・全面の場合) 1,000円／時間 ②その他 営利目的の場合、基本使用料の3倍額 ③消費税は内税	①使用料 (照明使用料を含む・全面の場合) 500円／時間 ②その他 営利目的の場合、基本使用料の3倍額 ③消費税は内税
		個人利用の場合 100円／時間 (但し、運営上可能な施設に限る。)		
減免制度	備品使用料	無 料		
		①新市に所属する下記団体の活動(全額免除) ・体育(レクリエーション)協会加盟組織 ・スポーツ少年団 ・地域スポーツクラブ(総合型) ②その他首長が認めるもの(全額・半額免除)		
運営形態	管理運営主体(想定)	地域における利用ニーズに対応した施設運営と社会体育関連団体等の育成を図るために、運営形態は社会体育関連団体等への委託方式を基本とする。 但し、当面は現行のまま新市に移行し、受託団体(社会体育関連団体等)の育成と体制の確立を図る。		

別表4 社会体育施設運営・使用料徴収金額表(24-25. 文化・スポーツ関係)

区分	項目	施 設	
基本事項	施設用途	テニスコート	
	施設区分	オムニコート クレーコート等	
	施設概要		
	対象施設	・平成スポーツ公園(テニスコート) ・真幸ヶ丘公園(テニスコート) ・湖陵総合公園(テニスコート)	・大社町民運動場(テニスコート) ・平田市民テニスコート ・愛宕山庭球場 ・多伎町テニスコート ・一の谷公園(テニスコート) ・佐田町運動場(テニスコート)
営業日等	休館日	年中無休	
	開館時間	8:30～日没・9:00～22:00	
	利用可能時間	8:30～日没・9:00～22:00 (原則・大会等の場合は別途対応)	
年利用計画調整	利用調整の要否	要	
	調整対象	①下記団体の主催・主管大会等 ・体育(レクリエーション)協会加盟団体 ・スポーツ少年団本部 ・小体連・中体連・高体連 ②その他首長が認めるもの	
申請方法	申請方法	①予約(電話可) ②申請書の提出	
	受付期間	①一般利用の場合 使用日の属する月の前月初日から ②大会利用の場合 開催日が属する月の1年前から	
	使用料納付方法	①申請時又は使用日までに前納(現金) ②必要な場合は請求書・納付書を発行	
使用料	施設使用料(占用の場合)	①基本使用料(1面) 一般 400円/時間 高校生 300円/時間 中学生以下 200円/時間 ②照明使用料(照明施設がある場合) (現単価) 円/時間 ③その他 営利目的の場合、基本使用料の3倍額 ④消費税は内税	①基本使用料(1面) 無料 ②照明使用料(照明施設がある場合) (現単価) 円/時間 ③消費税は内税
	備品使用料	無 料	
運営形態	減免制度	①新市に所属する下記団体の活動(全額免除) ・体育(レクリエーション)協会加盟組織 ・スポーツ少年団 ・地域スポーツクラブ(総合型) ②その他首長が認めるもの(全額・半額免除) ※1 ①は、地域における社会体育の振興を目的としてあらかじめ事業計画に取りこまれたものに限る。 但し、別途に事業費補助等を受ける大会等を除く。 ※2 その他認めるもの(別途申請により認定) ・身体障害者の利用 ・公共的な事業・行事 (公民館・小中学校・体育指導委員協議会 ほか)	
	管理運営主体(想定)	地域における利用ニーズに対応した施設運営と社会体育関連団体等の育成を図るため、運営形態は社会体育関連団体等への委託方式を基本とする。 但し、当面は現行のまま新市に移行し、受託団体(社会体育関連団体等)の育成と体制の確立を図る。	

施設				
野球場				
野球場① (10,000m ² 以上)	野球場② (9,999m ² 以下)	野球場③		
公式戦を開催できるグラウンド並びにスタン ド等が整備された施設	公式戦の開催が困難な施設	施設的に不十分で、現時点では使用料の 徴収に耐えられない施設		
・平田市民球場 ・湖陵総合公園(野球場)	・稗原運動広場 ・平成スポーツ公園野球場	・斐伊川河川敷公園野球場		
同左				
①基本使用料 1,500円／時間 ②照明使用料(照明施設がある場合) (現単価)円／時間 ③その他 営利目的の場合、基本使用料の3倍額 ④消費税は内税	①基本使用料 1,000円／時間 ②照明使用料(照明施設がある場合) (現単価)円／時間 ③その他 営利目的の場合、基本使用料の3倍額 ④消費税は内税			
①基本使用料 無料				
同左				

別表4 社会体育施設運営・使用料徴収金額表(24-25. 文化・スポーツ関係)

区分	項目	施 設			
基 本 事 項	施設用途	ニュースポーツ競技場			
	施設区分	グラウンドゴルフ場	ターゲットバードゴルフ場	ゲートボール場	
	施設概要	グラウンドゴルフによる使用を主とする広場	ターゲットバードゴルフによる使用を主とする広場	ゲートボールによる使用を主とする広場	
	対象施設	<ul style="list-style-type: none"> ・南部ふるさと広場 (グラウンドゴルフ場) ・平成スポーツ公園 (グラウンドゴルフ場) ・わかあゆの里 (グラウンドゴルフ場) ・多伎町シーサイド運動公園 	<ul style="list-style-type: none"> ・斐伊川河川敷公園ターゲットバードゴルフ場 	<ul style="list-style-type: none"> ・湖陵町運動広場 ・平成スポーツ公園(ゲートボール場) ・真幸ヶ丘公園(ゲートボール場) ・南部福祉センター (交流センターゲートボール場) ・斐伊川河川敷公園ゲートボール場 ・多伎町ふれあい広場 	
営業日等	休館日	年中無休			
	開館時間	8:30 ~ 日没・9:00 ~ 22:00			
	利用可能時間	8:30 ~ 日没・9:00 ~ 22:00 (原則・大会等の場合は別途対応)			
年利 間用 計調 画整	利用調整の要否	要			
	調整対象	①下記団体の主催・主管大会等 <ul style="list-style-type: none"> ・体育(レクリエーション)協会加盟団体 ・スポーツ少年団本部 ・小体連・中体連・高体連 ②その他首長が認めるもの			
申請方法	申請方法	①予約(電話可) ②申請書の提出			
	受付期間	①一般利用の場合 使用日の属する月の前月初日から ②大会利用の場合 開催日が属する月の1年前から			
	使用料納付方法	①申請時又は使用日までに前納(現金) ②必要な場合は請求書・納付書を発行			
使 用 料	施設使用料 (占用の場合)	①基本使用料 無料		①基本使用料(1面) <ul style="list-style-type: none"> ・屋根つきの場合 250 円／時間 ・照明ありの場合 100 円／時間 ②その他 営利目的の場合、基本使用料は3倍額 ③消費税は内税	
	備品使用料	無 料			
運 営 形 態	減免制度	①新市に所属する下記団体の活動(全額免除) <ul style="list-style-type: none"> ・体育(レクリエーション)協会加盟組織 ・スポーツ少年団 ・地域スポーツクラブ(総合型) ②その他首長が認めるもの(全額・半額免除)			
		※1 ①は、地域における社会体育の振興を目的としてあらかじめ事業計画にもりこまれたものに限る。 但し、別途に事業費補助等を受ける大会等を除く。 ※2 その他認めるもの(別途申請により認定) <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者の利用 ・公共的な事業・行事 (公民館・小中学校・体育指導委員協議会 ほか) 			
管理運営主体 (想定)	地域における利用ニーズに対応した施設運営と社会体育関連団体等の育成を図るために、運営形態は社会体育関連団体等への委託方式を基本とする。 但し、当面は現行のまま新市に移行し、受託団体(社会体育関連団体等)の育成と体制の確立を図る。				

施設			
武道場			プール
相撲場	弓道場	柔道場	プール
・一の谷公園相撲場 ・愛宕山相撲場	・一の谷公園弓道場 ・佐田町運動場(弓道場)	・サンアビリティーズいづも 柔道場	・平田市民プール ・出雲市営プール
同左	9:00~22:00	9:00~22:00	9/1 ~ 6/30 9:00 ~ 19:00 9:00 ~ 19:00
同左	同左	同左	同左
随時	①一般利用の場合 使用日の属する月の前月初日から ②大会利用の場合 開催日が属する月の1年前から	①申請時又は使用日までに前納(現金) ②必要な場合は請求書・納付書を発行	①基本使用料(1回) ・大人 300円 ・高校生 150円 ・中学生以下 100円 ・入場者 100円 ②占用使用 3,000円/時間 ③消費税は内税
①基本使用料 無料	①使用料 (照明使用料を含む・全面の場合) 300円/時間 ②その他 當利目的の場合、基本使用料は3倍額 ③消費税は内税	①基本使用料(1回) ・大人 300円 ・高校生 150円 ・中学生以下 100円 ・入場者 100円 ②占用使用 3,000円/時間 ③消費税は内税	同左
同左	同左	同左	同左

別表4 社会体育施設運営・使用料徴収金額表(24-25. 文化・スポーツ関係)

区分	項目	施 設		
基本事項	施設用途	多目的広場		
	施設区分	多目的広場① (照明施設を有するもの)	多目的広場② (照明施設は有しないが施設的に良好なもの)	多目的広場③ (施設的な整備・拡充が必要なもの)
	施設概要	照明施設を有し、夜間利用が可能な施設	照明施設を有せず夜間利用ができないが、比較的良好な施設で使用料の徴収に耐えられる施設	施設的に不十分で、現時点では使用料の徴収に耐えられない施設
	対象施設	・真幸ヶ丘公園(多目的広場) ・佐田町運動場	・平田宍道湖公園多目的グラウンド ・湖陵総合公園(多目的広場) ・平田中央スポーツ公園多目的グラウンド (平田中学校校庭としての使用と社会体育施設使用の併用)	・一の谷公園(自由広場) ・南部ふるさと広場(多目的広場) ・わかあゆの里(多目的広場) ・朝山森林公園 ・斐伊川河川敷公園 ・大社町民運動場 ・多伎町多目的運動場
営業日等	休館日	年中無休		
	開館時間	8:30 ~ 日没 ・ 9:00 ~ 22:00		
	利用可能時間	8:30 ~ 日没 ・ 9:00 ~ 22:00 (原則・大会等の場合は別途対応)		
年利用計画調整	利用調整の要否	要		
	調整対象	①下記団体の主催・主管大会等 ・体育(レクリエーション)協会加盟団体 ・スポーツ少年団本部 ・小体連・中体連・高体連 ②その他首長が認めるもの		
申請方法	申請方法	①予約(電話可) ②申請書の提出		
	受付期間	①一般利用の場合 使用日の属する月の前月初日から ②大会利用の場合 開催日が属する月の1年前から		
	使用料納付方法	①申請時又は使用日までに前納(現金) ②必要な場合は請求書・納付書を発行		
使用料	施設使用料(占用の場合)	①基本使用料 500円／時間 ②照明使用料 (現単価)円／時間 ③その他 営利目的の場合、基本使用料は3倍額 ④消費税は内税	①基本使用料 500円／時間 ②その他 営利目的の場合、基本使用料は3倍額 ③消費税は内税	①基本使用料 無料
	備品使用料	無料		
減免制度	①新市に所属する下記団体の活動(全額免除) ・体育(レクリエーション)協会加盟組織 ・スポーツ少年団 ・地域スポーツクラブ(総合型) ②その他首長が認めるもの(全額・半額免除)			
		※1 ①は、地域における社会体育の振興を目的としてあらかじめ事業計画にもりこまれたものに限る。 但し、別途に事業費補助等を受ける大会等を除く。 ※2 その他認めるもの(別途申請により認定) ・身体障害者の利用 ・公共的な事業・行事 (公民館・小中学校・体育指導委員協議会 ほか)		
運営形態	管理運営主体(想定)	地域における利用ニーズに対応した施設運営と社会体育関連団体等の育成を図るため、運営形態は社会体育関連団体等への委託方式を基本とする。 但し、当面は現行のまま新市に移行し、受託団体(社会体育関連団体等)の育成と体制の確立を図る。		

施設

その他の特定施設

陸上競技場・スケート場・水上スポーツ施設ほか

地域内に類似する施設が無く特定の用途に供される施設、若しくは多様な機能等を有する広域的施設等

- ・平田市立宍道湖公園湖遊館
- ・平田市立中央スポーツ公園陸上競技場
- ・平田市B&G海洋センター
- ・出雲健康公園（出雲ドーム・クラブハウス・健康センター・スケートボード場）
- ・出雲健康公園（少年野球・ソフトボール場）
- ・出雲健康公園（天然芝生多目的広場）
- ・長浜中央公園（天然芝生多目的広場）
- ・多伎町健康増進センター

現行のとおり

現行のとおり

現行のとおり

現行のとおり

現行のとおり

現行のとおり

- ①一般利用の場合
使用日の属する月の前月初日から
②大会利用の場合
開催日が属する月の1年前から

- ①申請時又は使用日までに前納(現金)
②必要な場合は請求書・納付書を発行

現行のとおり

現行のとおり

現行のとおり

同左